

平成19年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

警察本部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法 令 1	適用類 型 2
会計課	物品購入	車両用燃料(ガソリン・軽油・エンジンオイル)8月	平成19年7月31日	滋賀県石油協同組合	23,230,000	警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため	2号	3イ
会計課	物品購入	車両用燃料(ガソリン・軽油・エンジンオイル)9月	平成19年8月31日	滋賀県石油協同組合	23,230,000	警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため	2号	3イ
会計課	物品購入	車両用燃料(ガソリン・軽油・エンジンオイル)10月	平成19年9月28日	滋賀県石油協同組合	23,700,500	警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため	2号	3イ